これまでの検討状況について

~先行導入実現に向けた当面の目標~

平成28年6月15日



骨太方針、成長戦略

経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成28年6月2日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の実現

- 2. 成長戦略の加速等
- (4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
- ③地域の活性化
 - (略)マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。
- 4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築
- (2)行政手続の簡素化・効率化・オンライン化
 - (略)また、マイナンバーカードや電子私書箱の利活用による、子育て支援や電子調達等に係る手続きのワンストップ化を促進する制度整備等に取り組む。

第3章 経済・財政一体改革の推進

- 5. 主要分野毎の改革の取組
- (3)地方行財政改革·分野横断的な課題 ⑤IT化と業務改革、行政改革等
 - (略)コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係省庁が連携して 検討を進める。

日本再興戦略 2016(平成28年6月2日閣議決定)

- 1. 第4次産業革命の実現
- (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)第4次産業革命を支える環境整備 ⑥サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等
- イ)IT利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等(マイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大)
 - ・ 国民の子育て負担軽減を図るため、希望者が妊娠、出産、育児等の子育て関連の申請に関して、窓口への訪問や書類郵送なしで地方公共団体における手続をマイナン バー制度・マイナンバーカードの活用により、オンラインで一括して行えるよう、現行法上の要請を踏まえつつワンストップ化の検討を行い、来年7月以降速やかに実現する。
 - ・ **災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度・マイナンバーカードを用いたより効果的な避難状況等の把握**等に繋がる情報共有のあり方について検討を行い、今年度中を目途に方針をとりまとめる。
 - ・ 法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用 した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。併せて、マイナン バーカード及び法人番号も活用した、調達手続の簡素化等については本年度から順次実現する。
 - ・ 法人番号の利活用による法人関連情報の収集に係るコストの削減、事業開始の際に必要な税務・社会保険等の各種手続の簡素化、オンライン手続のワンストップ化による民間事業者等における事業活性化や行政事務の効率化等を図る。あわせて、法人番号を併記した法人情報のオープンデータ化等を本年1月以降順次開始し、来年1月に「法人ポータル(仮称)」の運用を開始する。
 - ・ 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用等や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公 共施設の利用や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を 進め、可能なものから来年度以降順次実現する。

マイナンバーカードを活用した利活用将来像

母子健康情報・おしらせ

- ✓ 母子健康情報をいつでもどこでも閲覧
- ✓ 電子私書箱あてに自治体からの予防接種 のおしらせ通知により、受診漏れ防止









行政サービスの利便性向上

▶ コンビニ交付サービスの基盤について、地方公 共団体の窓口など他の場面で活用





ワンストップサービス

- ▶ 年金支給の生存確認をケーブルテレビから簡便に実施(現況届)
- ▶ 保育所の利用申請手続(雇用証明書 取得を含む)を在宅から実施









地域経済を応援

- ✓ マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能。
- ✓ 民間ポイントを自治体ポイントに交換し、商店街等で活用



官民様々なサービス基盤との連携

インターネットバンキング

➤ インターネットバンキングのログイン時にマイナン バーカードをスマートフォンで読み取って認証





チケットレスサービス

> コンサート会場への入場時にマイナンバーカードを使ってスムーズに入場







利用者

スタッフ

⁾ コンサート会場

災害時の避難指示・見守り

- ✓ 迅速な個人への避難の呼びかけ
- ✓ 健康状況を確認、遠隔サポート









避難所での適切な住民支援

✓ 迅速な避難状況の把握により、避難状況 にあわせた支援物資の準備









住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

マイキープラットフォームによる地域活性化方策

~民間利用が可能な電子証明書等(マイキー)を活用~

※マイナンバーは使わない

②住民視点での行政サービス改革 (自治体クラウドの強力な推進による低コスト化) ③地域経済の活性化・好循環拡大 (自治体ポイント等を通じた需要増大)

市区町村

公共施設等利用者カード

図書館・美術館カード スポーツ施設利用カード 公共交通カード 駐輪カード 講座受講カード 市民ひろば利用カード等

自治体ポイントカード

子育て支援ポイント ボランティアポイント(介護等) 長寿祝い券/ポイント 健康増進ポイント 牛涯学習ポイント イベント参加ポイント 等

①1枚で様々なサービス利用が可能 (マイナンバーカード)

例) 鹿児島県内 主要15種(278万枚) 22種(65万枚) な 豊島区

自治体クラウド を活用し経費率 を低減

マイキープラットフォーム(注)

自治体ポイントの 住民還元率 UP 地域経済応援ポイント (民間資金の地域導入)

自治体ポイント

商店街など

まちなか 公共施設 地元の逸品等 需要拡大 好循環 プレミア商品 イベント

たまったクレジット カード等のポイント を地域で活用

ポイント年間発行推計 (最少) クレジットカード

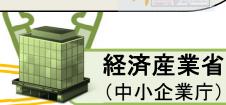
2.090億円 航空会社(主要2社) 595億円

2013年度 野村総研推計

(注) マイナンバーカードを 様々なサービスを呼び出す 共通ツールとして利用する ための情報基盤

連携





先行導入の実現に向けた当面の目標①

【スマートフォンの利活用】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
	・スマートフォンでのマ イナンバーカードの読み 取り	・国 ・モバイル事業者 (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク) ・地方公共団体情報システム機構	○ 2016年以降、マイナンバーカードの読み取り可能なスマートフォンに関する問い合わせについては、官民が連携して適切に対応する。
アクセス手段	・スマートフォンに利用 者証明機能を搭載	・国 ・モバイル事業者 ・地方公共団体情報システム機構	 スマートフォンのSIMカードに利用者証明 用電子証明書等を搭載するため、2016年度以 降、利用者証明機能のスマートフォンへのオ ンラインによるセキュアなダウンロードの実 現に向けた検証を実施する。 上記の実証結果を踏まえ、所要の制度整備、 システム整備等を実施する。
	・モバイルでのサービス 利用における本人確認に 公的個人認証サービスを 活用	・国 ・モバイルサービス提供者 ・モバイル事業者	○ 2016年度以降、スマートフォンのSIMカードに搭載された利用者用証明用電子証明書を活用したモバイルサービスでの適用ユースケースを明確化する。
インターネット バンキング	・インターネット上での 口座残高照会等の本人確 認に、マイナンバーカー ドを活用	・地方銀行 ・署名検証者	○ 2016年度中に、インターネットバンキング (口座残高照会等)のログイン認証時におけ る本人確認にマイナンバーカードを活用する 際の課題等について検討する。

先行導入の実現に向けた当面の目標②

【子育て支援】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
母子健康情報サービス	・マイナンバーカードを使って母子健康情報サービスのオンラインによる利用申込み・マイナンバーカードを使って、テレビやパソコン等から母子健康情報をいつでも閲覧	 ・群馬県前橋市 ・富山県南砺市 ・(一社) ICTまちづくり 共通プラットフォーム推進機構 ・日本デジタル配信(株) ・となみ衛星通信テレビ(株) 	 ○ 2016年2月12日付けで、(一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構及び日本デジタル配信(株)は、公的個人認証サービスの署名検証に係る大臣認定を取得。 ○ 2016年2月からマイナンバーカードを使った母子健康情報サービスのオンラインによる利用申込み及び閲覧サービスを提供開始。 ○ 同システムにより、前橋市、南砺市はじめ、計8自治体で同様のサービス提供を実現。2016年度も引き続き他自治体への提供拡大を目指す。

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じた ワンストップ サービス	・属性認証 [※] の制度整備 ※ 法人や個人が作成する書類について、作成権限のある者が作成したものであることを受取機関が確認できる仕組み	・国 ・日本郵便 ・民間認証事業者	○ 公的個人認証サービスを活用した法人間取引に おける権限の認証等の実現に向けた制度整備につ いての検討を進め、可能な限り早期に国会に法案 を提出する。
	・電子私書箱を通じ、窓口への訪問や郵送による書類送付なく、自宅からオンラインでワンストップによる地方公共団体等への手続を行う。	・自治体 ・署名検証者	○ 雇用証明書の提出や保育所入所申請などの子育 て関連の手続について、マイナンバーカードを用 いて、自治体窓口への訪問や郵送による書類送付 なく実施することを可能とする検討を実施。

先行導入の実現に向けた当面の目標③

【ワンストップサービス】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じた ワンストップサービス	・デジタルメッセージサービ スにおける本人確認に公的個 人認証サービスを活用	・日本郵便株式会社 ・地方公共団体 ・企業	 ○ 日本郵便は、早ければ2016年度中にも公的個人認証サービスの署名検証に係る大臣認定を申請し、デジタルメッセージサービスへ導入することを検討中。 ○ 公的個人認証サービスに係る大臣認定を取得後、試行サービスで提供しているデジタルメッセージサービスにおいて、企業等からの重要書類受取時の本人確認などで公的個人認証サービスを利用する。
政府調達	マイナンバーカード及び法人 番号を用いて政府調達システ ムを利用できる環境を実現	総務省	○ 2016年度中にマイナンバーカードを用いた利用登録(属性認証含む)を実現するべく、システムの要件定義等の検討を実施。○ 2017年度以降、2016年度までの検討結果を踏まえて政府調達システムの商用開発を目指す。
電子申請(電波利用)	電波利用電子申請・届出システム(Lite)のユーザ認証にマイナンバーカードを活用したシングルサインオンを実現	総務省	 ○ 総務省電波利用 電子申請・届出システムでは、2016年1月より、マイナンバーカード(電子証明書)を活用した電子申請・届出を開始(実施済み)。 ○ 2018年度末までに、総務省電波利用 電子申請・届出システムLiteの改修を行い、マイナンバーカード(電子証明書)でマイナポータルへログインした場合には、電子申請・届出システムLiteでのID・パスワードによる認証を原則不要とする運用を追加。

先行導入の実現に向けた当面の目標4

【行政サービスでの利活用】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
コンビニ交付サービスの基盤の活用	・コンビニ交付サービス の基盤を活用した地方認 証基盤の実現	・地方公共団体情報システム機構・地方公共団体	○ コンビニ交付サービスで構築された基盤が有する署名検証・電子証明書有効性確認などの機能を、地方公共団体の他のサービスでも活用することができるよう検討を行い、平成29年度からのサービス開始を目指す。

【防災対応】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
スマートテレビを 活用した地域防災 システム 個人に最適な避難 指示と避難所における住民への適切な 支援	 ・あらかじめマイナンバーカードで登録した利用者のスマートテレビに個人にあわせた避難情報を表示する ・避難所においてマイナンバーカードをカードリーダにかざして住民の避難状況を把握する 	・(一社)スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構・地方公共団体・放送事業者	 ○ 2016年2月12日付けで、(一社)スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構は、公的個人認証サービスの署名検証に係る大臣認定を取得。 ○ 2016年3月に、徳島県美波町等において、マイナンバーカードを活用した避難訓練の実証を行い、実用化に向けた課題の洗い出し・解決策を検討。 ○ 2016年度、複数放送局エリアで視聴チャンネルによらず避難情報を通知可能な機能、テレビ操作ログ把握等での見守り機能等の検証・検討を複数放送局や地方公共団体の協力の下実施し、他の地域への導入を目指す。

先行導入の実現に向けた当面の目標⑤

【コンビニ利活用】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
コンビニのキオス ク端末からの戸籍 取得	・自宅近くのコンビニにおいて、 住所地と異なる本籍地の戸籍の 記録事項証明書等を取得	・地方公共団体情報システム機構 ・地方公共団体 ・コンビニエンスストア	○ 2016年5月から順次、設備等の準備が整った地方公共団体、コンビニエンスストアにおいて、マイナンバーカードを使ってキオスク端末から戸籍の記録事項証明書の交付を開始。
チケットレス サービス	 ・webサイト等で予約し、コンビニの端末のカードリーダにマイナンバーカードをかざし、チケットを購入。 ・イベント会場において、マイナンバーカードをかざし、入場資格確認を実施。 	・セブン・イレブン ・チケットぴあ ・ローソン ・ローソンHMV	 ● チケットの購入から会場への入場までの一連のチケットレスサービスにおける本人確認に公的個人認証サービスを活用するための関係者間の役割分担、費用負担の在り方等についての検討を実施。 ● マイナンバーカードを用いたチケットの購入及びイベント会場への入場を2018年から順次実現を目指す。 ● 2016年度にマイナンバーカードの読込が可能な端末の導入に着手し、マイナンバーカードを活用したチケットレスサービスの実現に向けて検討を行う。

先行導入の実現に向けた当面の目標⑥

【決済分野】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
クレジット決済	・マイナンバーカードの提示 が見込まれる利用サービス とあわせたクレジットカー ド決済	・(株)クレディセゾン ・三井住友カード(株) ・(株)JCB	○マイナンバーカードの提示が見込まれるシーンに絞って、決済を同時に行うことについての(消費者、加盟店)ニーズ等のある業種や地域等を検討し、先行実現を目指す。○ 当該業種や地域等での実現に向け、システム面、ビジネス面、必要なルール等の明確化と対応方針の検討。

【生命保険における現況確認及び本人確認】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
年金の生存確認及び契約者の本人確認	年金支給における生存確認 (現況届)や契約者の住所変 更等における本人確認を公的 個人認証サービスを活用して オンラインで実現。	・民間生命保険会社 (日本生命保険(相)等) ・日本郵便(株) ・民間認証事業者	○ 2014年度引越しワンストップサービスの実証や2015年度生保の現況確認実証を踏まえ、生命保険会社の各種手続時の本人確認での公的個人認証サービスの活用内容や全体でのビジネスモデルの検討を関係者と検討の上、2~3年後の提供を目指す。

先行導入の実現に向けた当面の目標で

【アクセス手段の多様化】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
ケーブルテレビか らの利活用	・ケーブルテレビを通じ た地域サービスを提供	 ・(一社)日本ケーブルテレビ連盟 ・ケーブルテレビ事業者 ・日本デジタル配信(株) ・STB事業者 	 ○ 2016年2月12日付けで、日本デジタル配信 (株)は、公的個人認証サービスの署名等検証事業者の大臣認定を取得。 ○ 遅くとも2017年中を目途に、実証成果等を踏まえつつ、マイナポータルからの閲覧を前提にマイナンバーカード対応のSTB等を用いて、地域の活性化等にも資する公的個人認証サービスを活用したワンストップサービス等の商用化を目指す。 ○ 上記サービスの提供を念頭に、本事業を通じて得た技術的観点及びユーザビリティの観点での知見をいかし、マイナンバーカードに対応するためのSTB改修や、リモコン等カードリーダとしてのアクセスチャネルの増加に取り組む。

先行導入事例①

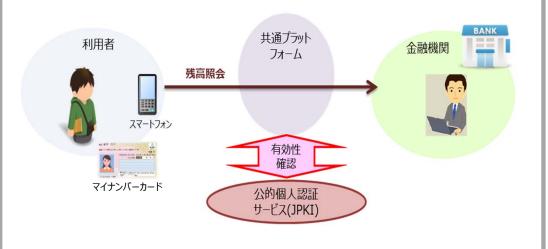
スマートフォンを活用したインターネットバンキング

● インターネットバンキング(口座残高照会等)のログイン認証時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って、公的個人認証サービスによる本人確認を行う実証実験を実施。

【目標時期】2016年度中に実現可能性検証を実施

【実施地域】

【実施主体】地方銀行 署名検証者



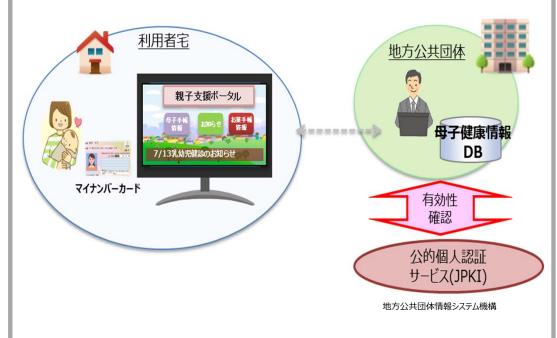
母子健康情報サービスの閲覧

● 保護者が、自宅のテレビやパソコン等から、母子健康情報 を閲覧。

【目標時期】2016年2月

【実施地域】8つの地方公共団体(前橋市、南砺市他)

【実施主体】(一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構、 各地方公共団体



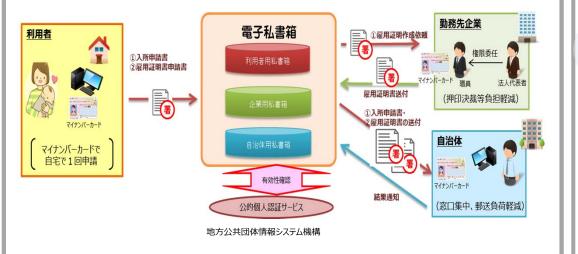
先行導入事例②

電子私書箱を通じた保育所の利用申請

● マイナンバーカードを用いた保育所の利用申請手続のワンストップサービスの実現に向けた実証を行い、事業性、ユーザー等の利便性、実現にあたっての課題抽出等を行う。

【目標時期】2016年度から課題検証に着手

【実施主体】自治体、署名検証者



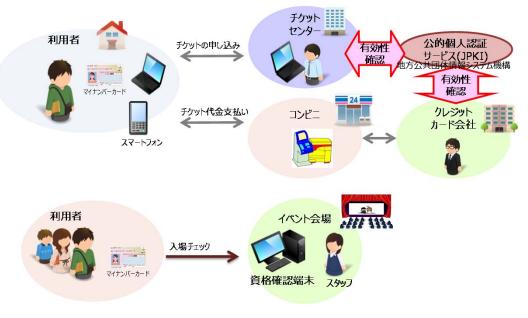
チケットレスサービス

- Webサイト等で予約し、コンビニ端末のカードリーダにマイナンバーカードをかざし、チケットを購入。
- イベント会場のカードリーダにマイナンバーカードをかざして、 入場資格の確認を実施。

【目標時期】 2018年度から順次、導入できる興業イベントから開始

【実施地域】全国

【実施主体】 セブン・イレブン、チケットぴあ、ローソン、ローソンHMV



先行導入事例③

生命保険の年金受給の現況確認手続

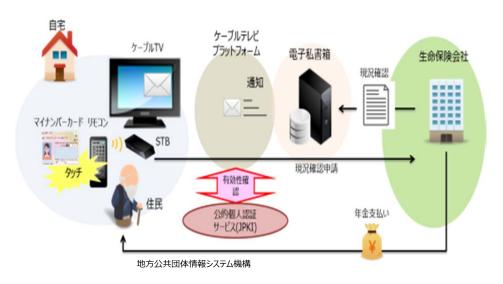
- 年金支給における生存確認(現況届)や契約者の住所 変更等における本人確認を公的個人認証サービスを活用 してオンラインで実現。
- 上記に加え、引越しワンストップサービスの実証も踏まえた 生命保険会社の各種手続き時の本人確認におけるサービ ス提供を検討

【目標時期】2018年度~2019年度

【実施地域】全国

【実施主体】民間生命保険会社(日本生命保険(相)等) 日本郵便(株)、民間認証事業者

(参考) 2015年のCATVを活用した年金受給の現況確認手続き



コンビニ交付サービスの基盤の活用

コンビニ交付サービスで構築された基盤が有する 署名検証・電子証明書有効性確認などの機能を、地 方公共団体の他のサービスでも活用することができ るよう検討を行い、平成29年度からのサービス開始 を目指す。

【目標時期】2017年度

【実施地域】全国

電子証明書

マイナンバーカー

【実施主体】地方公共団体情報システム機構、地方自治体 【主なメリット】 住民が、市町村窓口での各種交付申請を、マイナン バーカード(公的個人認証)によりできるようになる※。

(※市町村の対応も必要。)

住民の負担軽減 申請書の記載不要

待ち時間の短縮

行政のコスト削減 窓口の負担軽減

ペーパーレスの実現

セキュリティの向上 なりすまし取得防止 市町村

②署名検証、有効性の

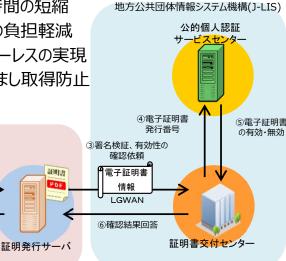
確認依頼

9雷子証明書

情報

PDF

⑦証明書情報



⑧証明書交付

制度整備の方向性

1. 概 要

- 1. 2015年の成長戦略に記載された「電子調達」「電子私書箱」等に係る目標を達成するため、所要の制度整備を行う。
- 2. 具体的には、法人の代表者から委任を受けた者が、(自己の個人番号カードを用いて)対面・書面なく電子的に、契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とする制度を整備する。

2. 背 景

- 1. 特に法人間で行われる電子的な取引や手続において、「安全」「安心」な情報の送受を可能とするためには、 当該書面の作成者について、以下の点が書面の「受け手」に証明されることが必要。
 - ① 書面の作成者の本人性
 - ② 作成者が所属する法人の実在性
 - ③ 法人の代表者から当該作成者が委任された権限の存在(いわゆる「属性認証」)。
- 2. ①については「電子署名法」や「公的個人認証法」に基づき、「認定認証事業者」や「JLIS」が証明する制度、 ②については「商業登記法」に基づき「登記所」が証明する制度が措置済。③の「法人の代表者から委任された権限」を証明する制度が現在存在しない。

3. 方向性

法人の役員又は使用人が電子署名を行った電磁的記録の提供を受けた者に対し、当該法人の代表者が当該役員又は使用人に与えている権限の範囲を証明する業務の認定制度を設けるとともに、認定を受けた者が行う業務の円滑な実施のため、所要の措置を設ける。

属性認証実現のための「電子委任状」に係る制度整備

法人の代表者から委任を受けた者が、(自己のマイナンバーカードを用いて)対面・書面なく電子的に、契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とするため、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録を「電子委任状」と定義し、主務大臣による電子委任状の普及に関する指針の策定、委託を受けて電子委任状を「保管」し、必要に応じ第三者に「送信」する業務の認定制度の創設等の措置を講ずる。

(1)電子委任状等の定義

「電子委任状」とは、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録をいう。

「電子委任状取扱業務」とは、委託を受けて電子委任状を保管し、必要に応じ第三者に送信する業務をいう。

- (2)電子委任状の普及に関する指針 主務大臣は、電子委任状の普及に関する指針を定めるものとする。
- (3)電子委任状取扱業務の認定

電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が(2)の指針に適合するものであることの認定を受けることができることとする。

(4)その他

上記のほか、電子委任状の普及のための所要の措置を定める。

国外転出後の利用者証明用電子証明書の利活用シーンについて

<利活用シーン案>

①マイナポータルの利用

(例)情報提供等記録の閲覧 政府広報等プッシュ型お知らせの提供



海外在留時でも行政サービスの利用及び提供を受けることが可能に。

②行政手続での活用

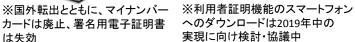
行政手続のオンライン利用が海外でも可能に。 (年金、税分野など)





継続利用

利用者証明用 電子証明書



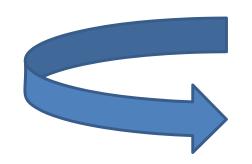
③各民間事業者のサービス利用

(例)銀行口座の残高確認





ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリ ティ機能を備え、確実な本人認証を実施。



■ 番号 花子

は失効

一定の行政及び民間サービスを 海外在留時も受け続けることができるようになり、 <u>在外邦人の生活の利便性向上</u>に資する



利用者証明用電子証明書の国外転出後の継続利用の実現方策

【国外転出時のマイナンバーカードの取扱い(現行)】

- 現行制度では、電子証明書の有効期間は、マイナンバーカードの有効期間とリンクしており、マイナンバーカードが返納等により廃止された場合は、電子証明書も失効。
- 国外転出者については、海外への転出届と併せ、マイナンバーカードの返納届も提出することとされており、この返納届を受けた市町村はカード管理システム上のマイナンバーカードのステイタスを「廃止」とし、マイナンバーカードを廃止(マイナンバーカード廃止時点で、電子証明書も連動して失効)した上で、マイナンバー確認用にマイナンバーカードを本人に返却するもの。

2019年中の実現(※)を目指し、利用者証明用電子証明書とマイナンバーカードの有効性の連動部

<u>分及び国外転出時の本人確認情報の送信方法について、検討が必要(法令改正・システム改修)</u>

※「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)等

国外転出時の整理案

- ① 国外転出時について、マイナンバーカードについては券面を更新できないため、失効することとする。
- ② 国外転出時は、マイナンバーカードの返納届を提出し、カード管理システムで廃止の処理を行う。(マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書は失効。)
- ③ 廃止された「マイナンバーカード」のICチップに利用者証明用電子証明書(有効期限は5年間)を新規で格納する。(法令改正、システム改修ともに必要)

国外転出時に有効な利用者証明用電子証明書の継続利用が可能となる。

マイナンバーカード等への旧姓の併記

住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。

<最近の閣議決定等で盛り込まれた内容>

〇男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項 について(H28.5.13男女共同参画会議)

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及 びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届 出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに 必要な準備を進める…べき」

|※||<u>女性活躍加速のための重点方針2016</u>(H28.5.20すべての女^{||} ||性が輝く社会づくり本部決定)においても同様の記載あり。

〇世界最先端IT国家創造宣言(H28.5.20閣議決定)

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現」

〇日本再興戦略2016(H28.6.2閣議決定)

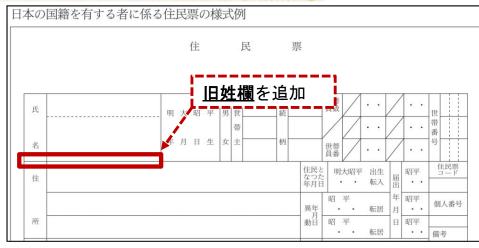
「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから…順次実現」

〇二ッポンー億総活躍プラン(H28.6.2閣議決定)

「住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする」

<イメージ>

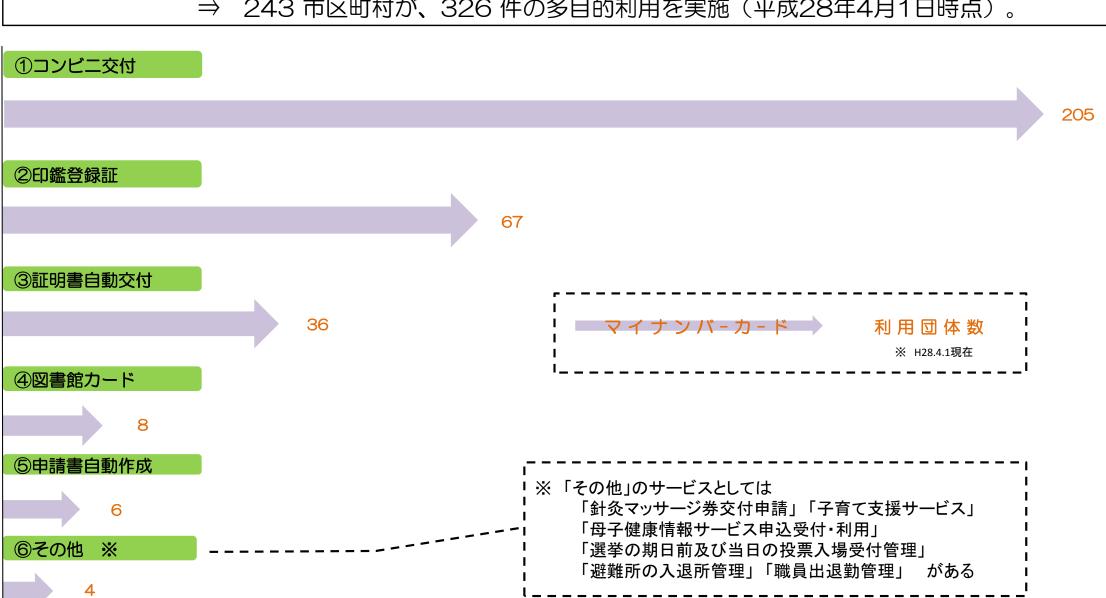




自治体におけるマイナンバーカードの多目的利用の状況

公的個人認証または条例制定による空き領域利用等により、市区町村等はマイナンバーカードの多目的利 用を行うことが可能。

⇒ 243 市区町村が、326 件の多目的利用を実施(平成28年4月1日時点)。



約2.100万円

コンビニ交付サービス(未導入団体の導入推進)

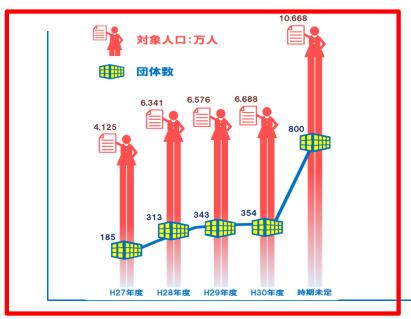
■ 未導入団体における留意点

○昨年末: 概ね6人に一人がコンビニ交付サービスを享受できる状況

○3月末:概ね3人に一人が享受できる状況

○今後 : 1.1億人が享受できることとなる見込み

⇒大きなメリットを小さなコストで実現できるコンビニ交付 サービスを、他に遅れることなく、導入することが期待される



※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。H27年度の団体数は実施済み。

■ 既導入団体における留意点

- ○取得できる証明書の追加など、サービスの向上が期待される。
- ○特に、新たに可能となった本籍地と住所地が異なる場合でも戸籍証明書が取得できるサービスは、住民の利便性の高いものであり、 既導入団体が取得できる証明書に追加することが期待される。
- ○なお、特別交付税措置(右参照)は、導入当初3年間が対象であるが、 この間に取得できる証明書を追加した場合に生じる経費についても 措置の対象となる。その積極的な活用が期待される。

導入のための経費と特別交付税措置

- コンビニ交付サービスの導入コストは、 標準的な団体の実績平均で約2.100万円※。
 - 既存システムの改修費
 - 証明書発行サーバの構築費
 - 証明書交付センターへの接続費

※住民票の写し、印鑑登録証明書を対象とする場合、 平成22年度~24年度に導入した59団体の事業費を基に算出。

特別交付税措置

対象経費に対し、

2分の1、上限5,000万円の措置

条件:自治体クラウドの推進に資するものであること。

■ ランニングコスト

- ◆ 証明書発行サーバの保守費
- ◆ 証明書交付センターの運営負担金
 - 町村100万円~指定都市(100万人以上)1,000万円
 - 一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。
- ◆ コンビニ事業者等への委託手数料(1通当たり)123円

以上についても、当初3年間は上記特別交付税の対象となる。

住所地と本籍地が異なる場合でも戸籍証明書の取得が可能に(導入を推進)

◎住所地と本籍地が異なる場合における戸籍証明書等の交付方法

Before(郵送請求による場合)

- < 交付を受けるために必要な物> 本人確認書類の写し、交付手数料、 請求書、送付用封筒、返信用封筒、切手など
- ① 請求書の記入
- ② 請求書等の送付 記入した請求書等を本籍地あてに郵送する。
- ③ 請求書の審査 本籍地の戸籍担当者は請求書の内容を確認する。 問題なければ、戸籍証明書等を交付する。
- ④ 戸籍証明書等の発送本籍地の戸籍担当者は交付した戸籍証明書等を 請求者に発送する。

ここまでの手続きが毎回必要

⑤ 戸籍証明書等の受取り

After(コンビニ交付による場合)

<交付を受けるために必要な物>

マイナンバーカード、交付手数料

- ① 利用登録申請 キオスク端末申請とインターネット申請の両方に対応。
- ② 利用者登録本籍地の戸籍担当者は申請情報を確認する。問題なければ、利用者登録を行う。

ここまでの手続きは初回のみ

③ 戸籍証明書等の交付(2回目以降はここから)

コンビニに設置されている端末を操作して、交付した戸籍証明書等を受取る。

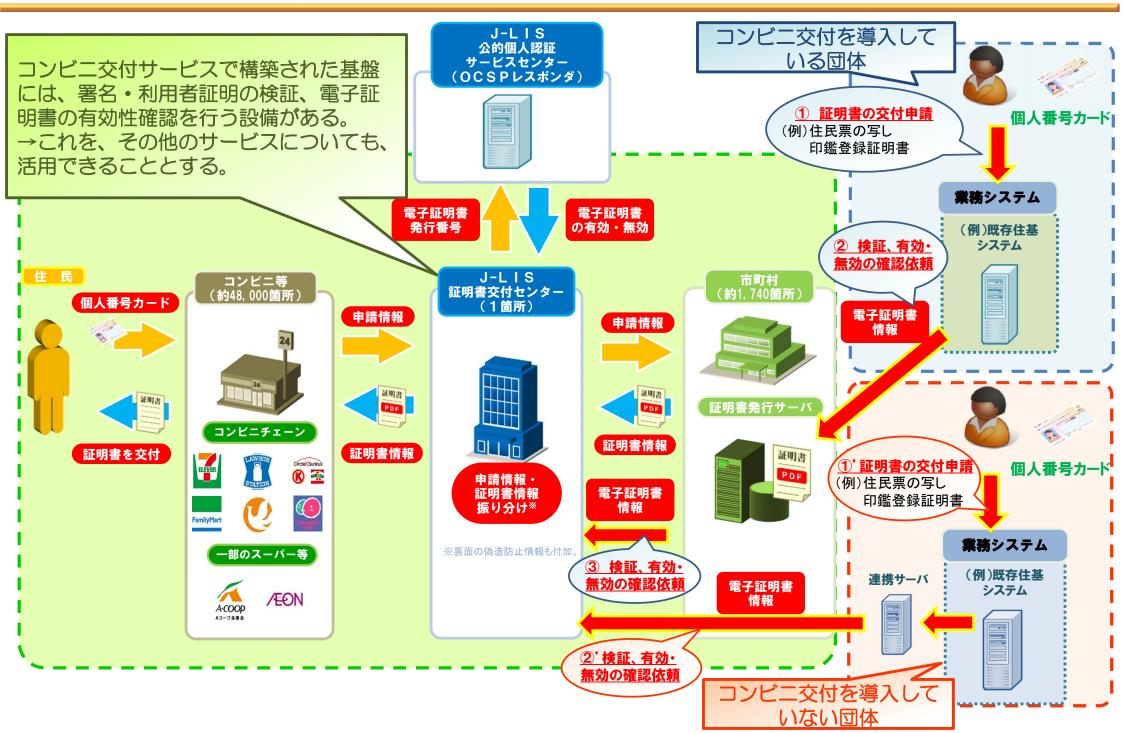
負担小



導入のメリット

- 初回のみ利用登録申請が必要だが、以降は不要となるため、請求者の負担が大幅に軽減される。
- ・郵送請求に比べて、戸籍証明書等の受取りまでに要する期間が大幅に短縮される。
- <参考>郵送請求:1~2週間 コンビニ交付:初回のみ利用者登録のため数日(2回目以降は随時)

コンビニ交付サービスの基盤を自治体の他のサービスへ活用



公的個人認証サービスの利活用

- 引き続き、利活用の拡大を積極的に推進する。
 - ・ プラットフォーム事業者を活用することにより、迅速かつ低コストで利用が可能となることを、引き続き積極的に情報提供する。
 - ・現況確認に利用することによるメリットと利用料金の特例減額措置について、引き続き積極的に情報提供する。

民 間

事業者の

①安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)(例)銀行オンライン口座など 従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、 より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な 本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自の メンバーズカードの発行が省略可能。



- > コスト削減
- > セキュアな サービス
- > 新事業創出

2 空き領域(カードアプリ方式)の利活用

- 今年度中に民間事業者の利用が可能となるように取組をすすめる。
 - ・ 迅速かつ低コストで利用が可能となるためのクラウド環境の整備をすすめる。
 - 複数の事業者によるカードアプリの共同利用が可能となるようにすすめる。

3 券面事項入力補助アプリ等の利活用

・ 個人番号、氏名・住所等の入力を迅速かつ確実に行うことが可能となる券面事項入力補助アプリ等のメリットを、引き続き 積極的に情報提供する。

公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その①)

- ・ <u>マイナンバーカードに格納された</u>電子証明書等を活用する<u>公的個人認証サービス</u>は、 <u>総務大臣の認定</u>を受けることを前提に、<u>民間事業者へも利用が開放</u>されている。(2016年1月1日~)
- ・ 5月25日時点で以下の<u>5社</u>について大臣認定を行っている。

1. テレビとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用

日本デジタル配信株式会社(JDS)

法人の概要

<u>2月12日認定</u>

ケーブルテレビ事業者向けに、映像配信サービスを行うための共通的な基盤を提供する業務を実施。

(例 ケーブルテレビ向けデジタル放送配信サービス(CS番組))

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面 ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)を使って、生命保険会社から 送付される各種通知の閲覧、終身年金に係る現況届の 電子的な送信を行う。(実証実験) 一般社団法人スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構(スマテレ機構)

- ① <u>法人の概要</u> 2月12日認定 マイナンバーカード(公的個人認証サービス)とスマートテレビを使ったサービスについて、関係事業者で利用可能なシステム基盤の提供等の業務を実施。
- ② 当面の公的個人認証サービスの活用場面 あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカード(公的個人認証サービス)と連携したスマートテレビに、個人を特定して避難を促すメッセージを表示。また、避難所における避難状況確認を行う。(実証実験)
- 2. マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用した地域住民サービス
- 一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構
 (TOPIC)
- ① <u>法人の概要</u> 2月12日認定 マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、 地域における母子健康、医療、福祉をはじめ、住民が日常的 に利用する様々な情報を提供するためのシステム基盤を運営。
- ② <u>当面の公的個人認証サービスの活用場面</u> 本年3月より、マイナンバーカード(公的個人認証サービス) を活用して、パソコン等から母子健康情報を閲覧できる サービスや、前橋市(群馬県)の<u>医療機関間におけるデータ連</u> 携を実 現するシステム運用を実施。

3. プラットフォーム事業(※)を担う民間事業者としての認定

NTTコミュニケーションズ株式会社

4月28日認定

① 当面の公的個人認証サービスの活用場面 本年9月より、Webサイト向けの汎用的なAPIによるオンライン本人確認サービスを開始予定。

まず、音声SIM申込み時や金融機関における口座開設時等における本人確認での利用を想定。

署名用電子証明書に記録された基本4情報を活用して申込フォーム等への正確な本人情報の入力を実現。また、自社サービス「OCN モバイル ONE」の販売時における本人確認の自動化も今後検討。

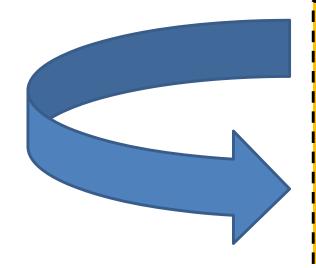
GMOグローバルサイン株式会社

① <u>当面の公的個人認証サービスの活用場面 5月25日認定</u> 本年9月より、公的個人認証を活用した「オンライン本 人確認サービス」を開始予定。

まず、<u>証券金融業</u>を行うグループ会社の<u>口座開設時の</u> 本人確認業務での活用</u>が見込まれているが、その他、<u>他</u> の金融事業や盗品流通防止の観点から<u>古物営業事業</u>等 における本人確認にも拡大予定。

また、公的個人認証の電子証明書の失効を契機として、 ユーザーの氏名・住所等の基本4情報の変更を覚知する、 いわゆる現況確認の実施も想定。

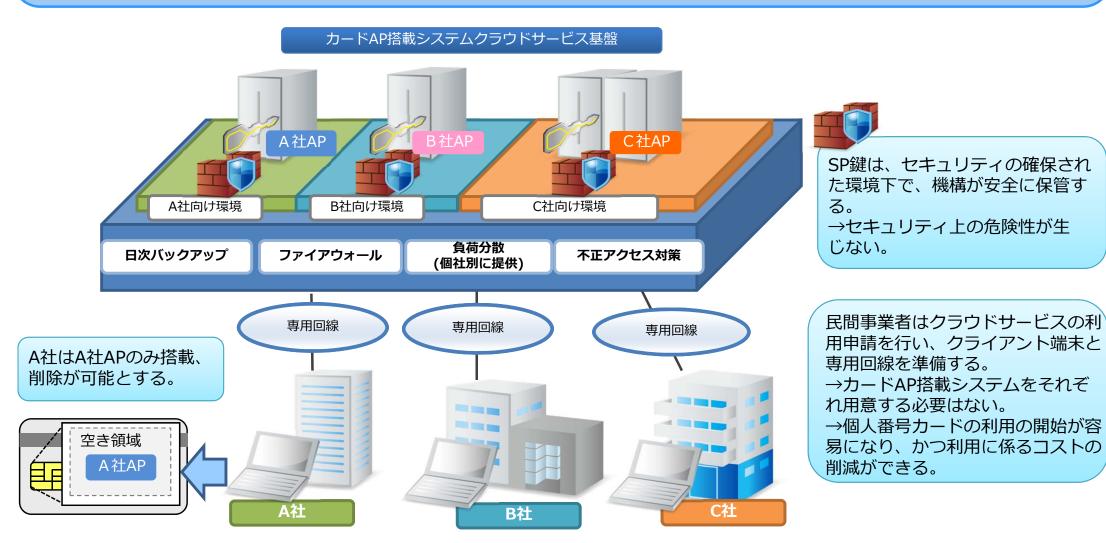
※プラットフォーム事業・・・公的個人認証サービスを利用するために必要となる電子証明書の有効性確認等のシステムを整備し、その機能をクラウドサービスとして各民間事業者に提供する事業



- 現在は、公的個人認証サービスのプラットフォーム事業を行おうとする 民間事業者の大臣認定が相次いでおり、更に大臣認定申請及び大臣認 定が続く見込みである。
- 国のみならず、これらのプラットフォーム事業者も、公的個人認証サービスの魅力を各民間事業者に説明し、その利用を積極的に働きかけており、オンラインバンキングなどのインターネット取引をはじめ、銀行、クレジット、携帯電話、生保などの各分野において、サービス利用の検討が積極的に行われている。

民間事業者のICチップ空き領域活用のイメージ ~SP鍵を含むカードAP搭載システムを機構で所有し、クラウドサービスとして提供~

- ○SP鍵を渡すことによるセキュリティ上の課題解決のためには、SP鍵とSP鍵を含むカードAP搭載システムを機構のみが所有し、個人番号 カードを利用する各社に対しては、クラウド方式により、カードAP搭載システムの機能を提供することが必要。
- ○この方式によれば、カードAP搭載システムをクラウドサービス基盤内で、J-LISが安全に保管することとなる。従って、民間事業者がSP 鍵を直接取扱う必要がないため、セキュリティ上の危険性が生じない。
- ○また、クラウド方式によれば、個人番号カードを利用する各社において、それぞれカードAP搭載システムを独自に用意する必要がなくなるという。 るため、個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができる。

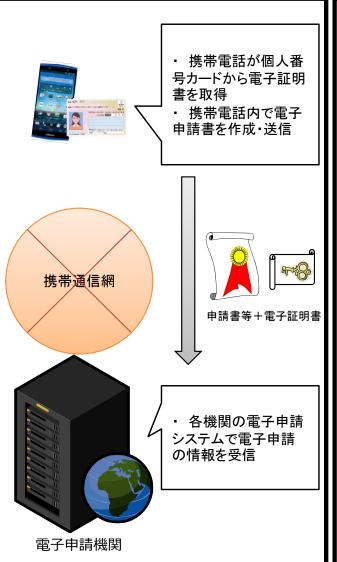


携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

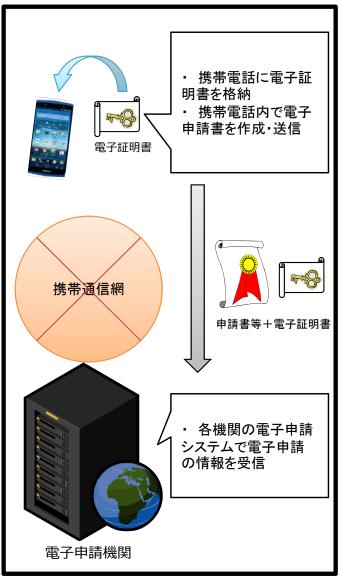
【方式1】携帯電話をICカードリーダライタとして使用し、携帯電話とPCを連携させる

携帯電話が個人番号カー ドから電子証明書を取得 ・ 携帯電話からPCへ情報を 送信 Bluetooth通信 雷子証明書 · PC内で電子申請書を 作成•送信 インターネット 申請書等十電子証明書 各機関の電子申請シ ステムで電子申請の情報 を受信 電子申請機関

【方式2】携帯電話がICカードリーダライタとPCの役割を担う



【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



※ 方式3については、市町村窓口で携帯電話に電子証明書を格納するための制度面・運用面の検討、携帯機器事業者との調整等、携帯導入に向けた検討項目が多数存在することから、方式1及び方式2について先行して検討。

スマートフォンを通じた公的個人認証サービスの利活用の実現

マイナンバーカードの利活用を促進するため、国民が普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を利活用できる環境を実現。

日本再興戦略 改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定)

(略)個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

スマートフォンでの利活用方法と活用例

◆ スマートフォンをリーダ ライタにタッチ



◆ スマートフォンのアプリから利用



(例)

- インターネットバンキングへのログイン、残高照会等
- クレジット決済
- 健康保険資格確認
- 電子チケット
- 電話受付時、電話応答システムにおける本人確認
- 外販・保守等職員のモバイル認証
- お薬手帳、母子健康情報の閲覧
- 運動指導、健康管理支援

技術的課題の検証

- オンラインによるJPKIの利用者証明機能のSIMカードへのセキュアなダウンロードの実現【別紙】
- ユースケースの具体化、実現する上での課題の検討

制度・運用面の検証

- 公的個人認証法の見直し(二重発行、発行手順等)、運用ルールの整備
- 関係者の責任分界点、費用負担の在り方の検討

国民の利便性の向上



マイナンバーカードの 普及拡大



安全・安心なオンライン取引

2019(平成31)年中の実現に向けて必要となる取組について

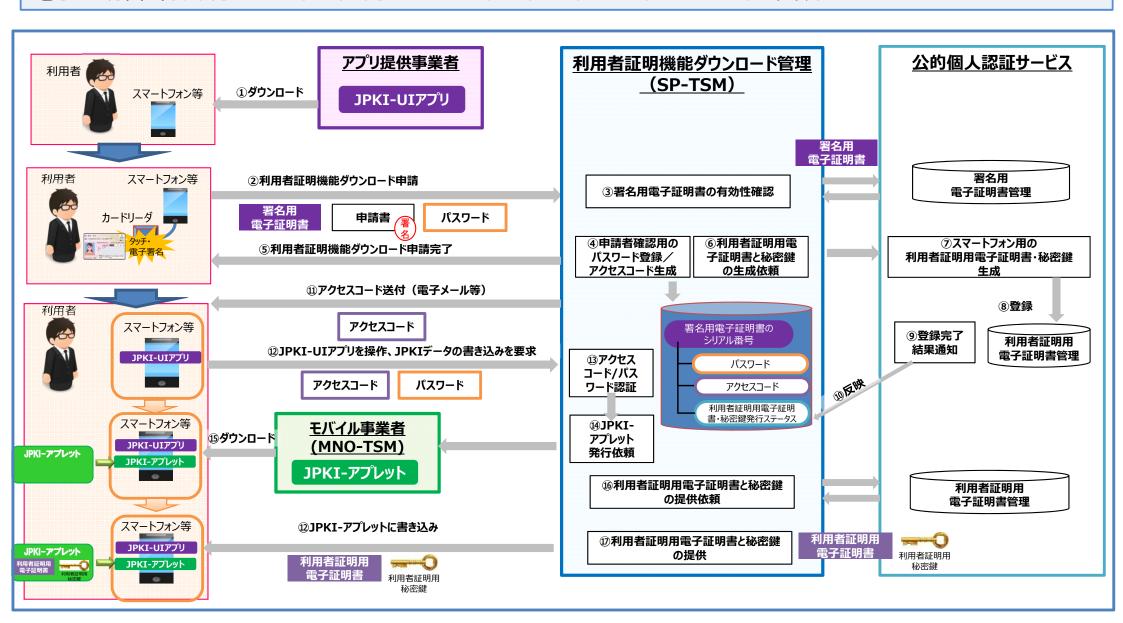
- 国においては、28年度からオンラインでJPKIの利用者証明機能をセキュアにダウンロードする方法、必要なSIMカードや端末、JPKIアプレット等の機能要件、運用面の課題を検証し、必要な制度整備を行う。
- J-LISにおいては、実証事業に協力し、実証事業の成果を踏まえてシステムの有り様について検討。
- モバイル事業者(MNO及びMVNO)においては、MNO-TSMやモバイルネットワークを最大限有効に活用できるよう、実証事業に協力。また、MVNO利用者へのJPKIの利用者証明機能の提供に向けた実現方法について、MNOとMVNOが連携して検討。
- 実証事業の成果は、本SWGにおいて共有、解決策について検討。

概要	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
国	技術面からの課題検証	運用面からの課題検証	法案提出・運用ルール	等整備
J-LIS 連携	実現に向けた課題の実験課題解決策の検討	抽出、実現方法、	▲ JPKIシステム改修 SP-TSM、JPKIアプレット等	→ → → テスト運用・ の商用開発 本番開始
モバイル事業者 (MNO/MVNO)	実証検証への協力 MVNO利用者への提供に向	け、連携して検討	運用ルールを整備する とともに必要に応じてシ ステム改修	→ → → サービス 開始
アプリサービス提供者	•	モバイルサービス提供	者によるサービス具体化	サービス開始

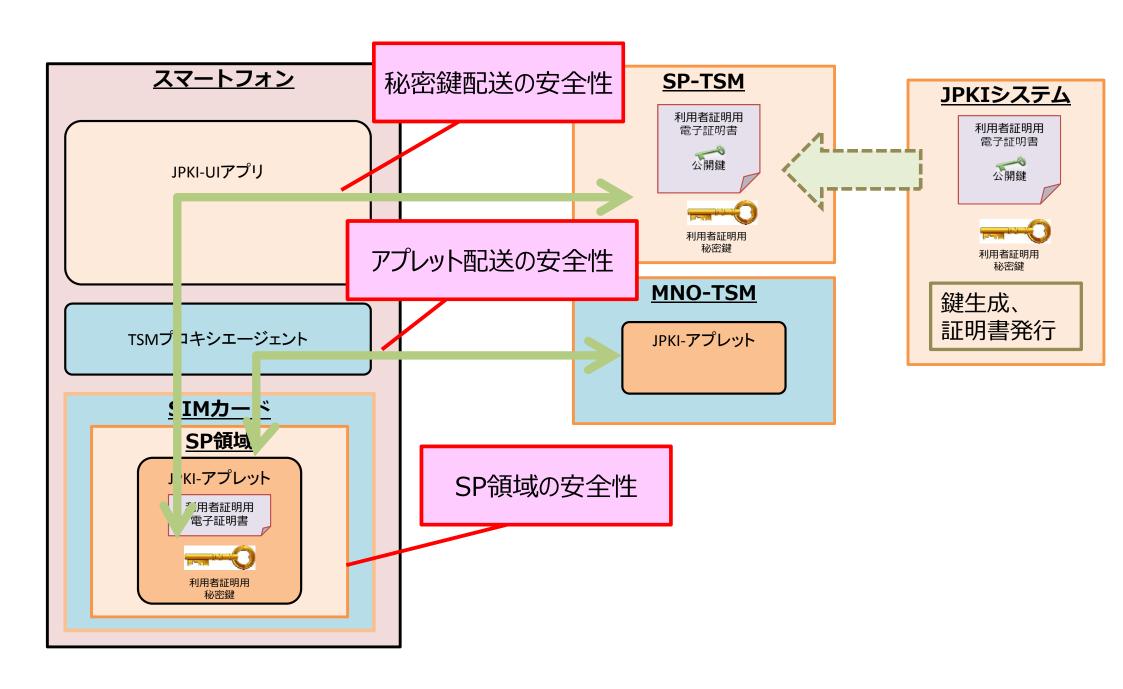
利用者証明機能ダウンロードの検証システム(案)

【実現イメージの概要】

利用者はマイナンバーカードの公的個人認証サービスを使って、利用者証明機能の発行申請を行い、利用者証明用電子証明書・秘密鍵をスマートフォン内のSIMカードにオンラインによるダウンロードを実現。



【別紙】利用者証明機能のオンラインダウンロードに関する検討項目



【参考資料】体制図、構成員名簿

総務省における検討体制

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の 在り方に関する懇談会(H27年9月~)

座長:須藤 修(東京大学大学院 教授)

個人番号カード等の利活用検討WG

主查:須藤 修(東京大学大学院 教授)

- 1) 個人番号カードの具体的な利活用方策、セキュリティに配意した普及推進策など
- 2) 地方公共団体における個人番号の具体的利 活用方策、海外在留者への行政サービスの提 供の方法等

公的個人認証サービス等を活用したICT利活用WG 主査:大山 永昭(東京工業大学 教授)

- 1)下記における公的個人認証サービスの利活用推進策 ①CATV等放送事業 ②郵便事業 ③通信事業
- 2)国の行政機関における公的個人認証サービスの利活用推進策
- 3)その他官民の幅広い分野における公的個人認証サービスの利活用推進策、セキュリティ確保策

マイキープラットフォームによる 地域経済活性化方策検討会

座長:太田 直樹(総務大臣補佐官)

◆ 地域活性化への道筋を明らかに する「マイキープラットフォームに よる地域活性化戦略案」の検討

属性認証検討SWG

主査: 手塚 悟 (慶應義塾大学大学院 特任教授)

◆ 電子調達、電子私書箱における権限委任(属性認証)の 仕組みの検討

スマートフォンへの利用者証明 機能ダウンロード検討SWG

主査: 手塚 悟 (慶應義塾大学大学院 特任教授)

◆ 個人番号カードに格納される利 用者証明機能のスマートフォンへ のダウンロードの仕組みの検討

(敬称略、五十音順)

飯泉 嘉門 徳島県 知事

石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系 准教授

石原 邦夫 東京海上日動火災保険株式会社 相談役

大山 永昭 国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院 教授

清原 慶子 東京都三鷹市長

小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所 理事長

坂村 健 国立大学法人東京大学大学院情報学環 教授

座長 須藤 修 国立大学法人東京大学大学院情報学環 教授 国立大学法人東京大学総合教育研究センター長

関係省庁

向井 治紀 内閣官房社会保障改革担当室審議官

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室室長代理(副政府CIO)

坂本 三郎 法務省民事局商事課長

安藤 英作 厚生労働省情報政策・政策評価審議官

竹内 芳明 経済産業省商務情報政策局審議官

個人番号カード等の利活用検討WG 構成員

(敬称略、五十音順)

座長 須藤 修 国立大学法人東京大学大学院 情報学環 教授

国立大学法人東京大学総合教育研究センター長

石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系 准教授

小尾 高史 国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院 准教授

ヤフ一株式会社 CISO Board

楠 正憲 内閣官房政府CIO補佐官

番号制度推進管理補佐官

斎藤 圭司 東京都総務局情報通信企画部 情報通信施策推進担当課長

神成 淳司 慶應義塾大学環境情報学部 准教授

内閣官房副政府CIO

関 聡司 一般社団法人新経済連盟 事務局長

森 浩三 神戸市企画調整局情報推進部

社会保障 · 税番号制度調整担当課長

林 博孝 神奈川県町村情報システム協同組合 主幹

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 研究開発部担当課長

【関係省庁】

阿部 知明 内閣官房社会保障改革担当室 参事官

松元 照仁 個人情報保護委員会事務局総務課 課長

望月 明雄 総務省大臣官房企画課個人番号企画室 室長

小笠原 陽一 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 課長

松原 英夫 外務省領事局領事体制強化室 室長

公的個人認証サービス等を活用したICT利活用WG 構成員

		【ベンダ・ユーザ	企業】 (敬称略、五十音順)
【有識者】		新井 聡	電子認証局会議 理事(株式会社エヌ・ティ・ティネオメイトITビジネス本部)
伊丹 俊八	国立研究開発法人情報通信研究機構 理事	岩井 利夫	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 取締役常務執行役員
〇 大山 永昭	国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院 教授	北岡 俊治	富士通株式会社 執行役員常務
小尾 高史	国立大学法人東京工業大学 科学技術創成研究院 准教授	島貫 和久	三菱UFJニコス株式会社 経営企画本部 常務執行役員
木村 裕明	地方公共団体情報システム機構 個人番号センター 公的個人認証部長	田中 義久	パナソニック株式会社AVCネットワークス社 STBネットワークビジネスユニット 事業総括
手塚 悟	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授	鶴田信夫	日本郵便株式会社 執行役員
中村 家久	住友商事株式会社 理事 メディア事業本部長	戸田 人志	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 商品本部 サービス・雑貨部 シニアマーチャンダイザー
【自治体】		戸田 文雄	日本電気株式会社 理事兼番号事業推進本部長
岡本 弘 筒井 勇雄	三鷹市 市民部長 神戸市 企画調整局情報化推進部長	冨田 修身	株式会社ジェーシービー加盟店 事業統括部門 加盟店事業統括部 シニアアドバイザー
東條 洋士	徳島県政策創造部地域振興課 課長	野泉 和宏	三井住友カード株式会社 戦略事業部長
【通信•放送事業		長谷川 大幾	株式会社ローソン エンタテイメント・サービス事業本部 執行役員
	ソフトバンク株式会社プロダクト&マーケティング統括サービスプラット	細矢 良智	株式会社日立製作所 公共システム事業部 副事業部長
橘井 崇	フォーム戦略開発本部プラットフォーム技術統括部 プラットフォーム技術1部 部長	水野 克己	株式会社クレディセゾン 常務取締役
		宮本 真司	日本年金機構 事業企画部門 担当理事
桑原 知久	一般社団法人スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及 高度化機構 事務局長	矢部 剛	日本生命保険相互会社 取締役常務執行役員
篠原 弘道	日本電信電話株式会社 代表取締役副社長研究企画部門長	吉本 和彦	フィデアホールディングス株式会社 顧問
田村 穂積	株式会社NTTドコモ 執行役員 スマートライフ推進部長	【関係省庁】	
林 正俊	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 常務理事	金﨑 健太郎	内閣官房社会保障改革担当室内閣参事官
松原 洋一	日本放送協会 理事	犬童 周作	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官
増田 晴彦	KDDI株式会社 メディア・CATV推進本部 本部長	坂本 三郎	法務省民事局商事課長
14 H/		佐々木 裕介	厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官
森畠 秀実	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 理事ソリューションサー ビス部番号制度推進タスクフォース長	中野 美夏	経済産業省商務情報政策局情報プロジェクト室長
		瓜生 和久	経済産業省商務情報政策局 情報セキュリティ政策室長

属性認証検討SWG 構成員

(敬称略、五十音順)

愛場 豊和 日本電気株式会社 公共システム開発本部 シニアマネージャー

新井 聡 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト ITビジネス本部 プラットフォームサービス推進部 電子認証サービス担当 主査

小木曽 稔 一般社団法人新経済連盟 事務局員

小田嶋 昭浩 株式会社帝国データバンク 業務推進部 ネットサービス課

小尾 高史 国立大学法人東京工業大学 科学技術創成研究院 准教授

柴垣 圭吾 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 企画部 部長

下江 達二 富士通株式会社 ミドルウェア事業本部サービスマネジメント・ミドルウェア事業部第二開発部 シニアエキスパート

砂押 宏行 日本放送協会 営業局 専任局長

竹内 英二 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会電子署名・認証センター センター長

主査 手塚 悟 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授

長尾 慎一郎 新日本有限責任監査法人 アドバイザリー事業部 シニアパートナー

中村 克巳 ジャパンネット株式会社 技術部長

中村 信次 株式会社日立製作所 公共システム事業部 公共戦略企画部 部長

西山 晃 セコムトラストシステムズ株式会社 プロフェッショナルサポート2部担当部長

宮内 宏 五番町法律事務所 弁護士

宮脇 勝哉 日本電子認証株式会社 総合管理部 システム管理室 副室長

山田 伸治 日本郵便株式会社トータル生活サポート事業部 部付部長

【関係省庁】

信朝 裕行 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 IT利活用戦略推進官

大峯 隆 法務省 民事局 商事課 法務専門官

希代 浩正 経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 室長補佐

スマートフォンへの利用者証明機能ダウンロード検討SWG 構成員

	【有識者】			(敬称略、五十音順)
			【ベンダ】	
主査	小尾 高史	国立大学法人東京工業大学 科学技術創成研究院 准教授 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授	木村 充洋	富士通株式会社 ネットワークサービス事業本部 FENICS事業部 モバイルサービス部長
			高橋 尚	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 第三営業本部 営業推進部門 担当部長
	【自治体】 新井 剛	前橋市 政策部情報政策課長	蔦田 剛士	ジェムアルト株式会社 モバイルコム事業本部兼 M2Mビジネスデベロップメント本部長
	白戸 謙一	三鷹市 企画部番号制度推進本部事務局・総務担当課長	野田 茂門	日本電気株式会社公共システム開発本部 シニアマネージャー
	【通信事業者】		松田 純一	株式会社日立製作所 公共システム事業部 公共システム推進第一部 担当部長
	鴨志田 博礼	KDDI株式会社 商品・CS統括本部 サービス企画本部 ライフデザインサービス企画部 部長	宮野 哲紀	大日本印刷株式会社 情報ソリューション事業部 事業企画本部 社会情報基盤プロジェクトチーム シニアエキスパート
	橘井崇	ソフトバンク株式会社 プロダクト&マーケティング統括 サービスプラットフォーム戦略開発本部 プラットフォーム企画統括 部 アプリケーション部 部長	村上 貴夫	ループエイスハート 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第一公共事業本部 e-コミュニティ事業部 第二ビジネス統括部 統括部長
	田村 穂積	株式会社NTTドコモ 執行役員 スマートライフ推進部長		
	庭野 栄一	日本電信電話株式会社 研究企画部門 担当部長	【ユーザ企業】	
	【業界団体等】		阿部 展久	株式会社みずほフィナンシャルグループ インキュベーションPT PT長
	川関 雅文	一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO委員会運営分科会 主査	吉本 和彦	フィデアホールディングス株式会社 顧問
	斉藤 隆志	一般社団法人電波産業会 研究開発本部移動通信グループ 主任研究員		

地方公共団体情報システム機構

個人番号センター公的個人認証部 次長

林 徹

マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会 構成員

(敬称略、五十音順)

座長 太田 直樹 総務大臣補佐官

赤間 広嗣 鹿児島県企画部情報政策課長

市瀬 英夫 埼玉県町村会情報システム共同化推進室長 静岡県CIOアドバイザー

伊藤 博 川崎市中原区 モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合理事長

神奈川県商店街振興組合連合会理事長

大高 利夫 藤沢市参事兼IT推進課長

岡田 祐子 株式会社エムズコミュニケイト代表取締役社長

小尾 高史 国立大学法人東京工業大学 科学技術創成研究院 准教授

高橋 邦夫 豊島区政策経営部情報管理課長

手塚 悟 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授

東條 洋士 徳島県政策創造部地方創生局地域振興課長

原田 智 京都府情報政策統括監

廣川 聡美 地域情報化アドバイザー

吉田 康夫 全国商店街振興組合連合会専務理事

関係省庁 内閣官房社会保障改革担当室審議官

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室室長代理(副政府CIO)

籔内 雅幸 経済産業省中小企業庁経営支援部商業課長

猿渡 知之 総務省大臣官房審議官(地方創生・地方情報セキュリティ担当)

福浦 裕介 地方公共団体情報システム機構情報化支援戦略部長